

契約書別紙兼重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社muko and
主たる事務所の所在地	熊本県上益城郡御船町木倉188-1 ユーミースカイハイツ202
代表者(職名・氏名)	代表社員 向山昌志
設立年月日	2025年12月26日
電話番号	096-243-5531

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションmuko and	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	熊本県上益城郡御船町木倉188-1 ユーミースカイハイツ202	
電話番号	096-243-5531	
指定年月日・事業所番号	2026年5月1日指定	4362890297
管理者の氏名	向山昌志	
通常の事業の実施地域	熊本市、宇城市、宇土市、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町、山都町（一部地域を除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前9時から午後6時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 4人、非常勤 0人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 向山昌志
----------	------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

(1) 介護保険における訪問看護の利用料

【基本部分(訪問看護ステーション)】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	3140円	314円	628円	924円
20分以上30分未満	4710円	471円	924円	1413円
30分以上1時間未満	8230円	823円	1646円	2469円
1時間以上1時間30分未満	11280円	1128円	2256円	3384円

※准看護師の場合は通常料金の90%となります。

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料	利用者負担金 ※(注2)参照
---------	-------	----------------

	※(注1)参照	(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
1回20分につき	2940円	294円	588円	882円
40分につき	5880円	588円	1176円	1764円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2540円	254円	508円	762円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4020円	402円	804円	1206円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2010円	201円	402円	603円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3000円	300円	600円	900円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算(Ⅰ)	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3500円	350円	700円	1050円
初回加算(Ⅱ)	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	6000円	600円	1200円	1800円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	以下の基準の全てに適合する場合 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	6000円	600円	1200円	1800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の1.に該当するものであること。	5740円	574円	1148円	1722円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5000円	500円	1000円	1500円
特別管理加算Ⅱ		2500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場	25000円	2500円	5000円	7500円

	合(当該月につき)				
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の死亡診断加算を算定する利用者(※)について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1500円	150円	300円	450円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等が必要な利用者 当該加算の支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合 (1月につき)	5500円	550円	1100円	1650円
看護体制強化加算Ⅱ		2000円	200円	400円	600円
口腔連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合 (1月に1回に限り)	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	円	円	円	円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	円	円	円	円
介護職員等処遇改善加算		月額合計単位数の1.8%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
		基本利用料
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の99%
業務継続計画未策定減算	業務継続の取り組みとして、一定の基準にいずれにも適合していない場合	上記基本部分の99%
医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	主治医から利用者が急性憎悪等によって一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示がある場合	1日につき-97単位
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	以下の基準のいずれかに該当する場合 ・訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと	1回につき-8単位

(2) 介護保険における介護予防訪問看護の利用料

【基本部分(訪問看護ステーション)】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	3030円	303円	606円	909円
20分以上30分未満	4510円	451円	902円	1353円
30分以上1時間未満	7940円	794円	1588円	2382円
1時間以上1時間30分未満	10900円	1090円	2180円	3270円

※准看護師の場合は通常料金の90%となります。

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)

1回につき 20分 40分	2840円 5680円	284円 568円	568円 1136円	852円 1704円
------------------	----------------	--------------	---------------	---------------

- (注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2540円	254円	508円	762円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4020円	402円	804円	1206円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2010円	201円	402円	603円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3000円	300円	600円	900円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算(Ⅰ)	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3500円	350円	700円	1050円
初回加算(Ⅱ)	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	6000円	600円	1200円	1800円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	以下の基準の全てに適合する場合 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	6000円	600円	1200円	1800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の1.に該当するものであること。	5740円	574円	1148円	1722円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5000円	500円	1000円	1500円
特別管理加算Ⅱ		2500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	5500円	550円	1100円	1650円
看護体制強化加算Ⅱ		2000円	200円	400円	600円
口腔連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合(1月に1回に限り)	500円	50円	100円	150円

サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	円	円	円	円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	円	円	円	円
介護職員等処遇改善加算		月額合計単位数の1.8%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
		基本利用料
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下のいずれかの利用者に行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合の減算	「理学療法士等の訪問回数が超過している場合」の減算が適用される場合	1回につき15単位
	上記の減算が適用となっていない場合	1回につき5単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の99%
業務継続計画未策定減算	業務継続の取り組みとして、一定の基準にいずれにも適合していない場合	上記基本部分の99%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	以下の基準のいずれかに該当する場合 ・訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと	1回につき8単位

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(60分以上90分未満)に加算します。

※ 複数名訪問看護加算(Ⅰ)は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 複数名訪問看護加算(Ⅱ)は、看護師と看護補助者(訪問看護師指導の下に訪問看護事業所に雇用され看護業務の補助を行う従事者である。資格は問わない。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対

して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

④真皮を超える褥瘡の状態にある者

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む。）は、死亡月に加算します。

※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを加算します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを算定します。

※ 看護・介護職員連携強化加算は痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算します。

※高齢者虐待防止措置未実施減算は虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に減算します。

※業務継続計画未策定減算は、業務継続の取り組みとして、以下の基準にいずれにも適合していない場合に減算します。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、あるいは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 主治医（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 地域区分別の単価（その他10.0円）を含んでいます。

（3）医療保険における訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで(看護師等)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師等)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで(准看護師)	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師(※)の場合	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者で同一日3人以上の訪問

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合(週3日目まで)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への同一日複数訪問 (3人目以上9人以下)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合(週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師(※)との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金変動します。

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／訪問者3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円

	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13760円	1376円	2752円	4128円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10460円	1046円	2092円	3138円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	9030円	903円	1806円	2709円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7710円	771円	1542円	2313円
訪問看護管理療養費	月の2日目以降の場合 1月につき (単一建物居住者が20人未満)	3,010円	301円	602円	903円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円

特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費1	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費2	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料(Ⅰ)	1050円	105円	210円	315円

- (1)介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
- (2) 医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労

働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。

(3) 標準の訪問時間は1回の訪問につき30分～90分程度です。

※厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

(イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

(ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※緊急訪問看護加算の算定要件は、これまでの要件に加えて以下の要件も追加します。

・利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録する

・加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する

※乳幼児加算の施設基準等は「厚生労働大臣が定める者」に関する以下の条件も追加します。

・超重症児又は準超重症児

・特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児

・特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児

※機能強化型訪問看護管理療養費1については、これまでの基準に加え、以下の要件を追加します。

・専門の研修を受けた看護師が配置されていること

※24時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して 24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

○精神訪問看護の場合

精神科訪問看護基本療養費 I

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
		30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者で同一日3人以上の訪問

				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
			30分以上	3,280円	328円	656円	984円
准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
			30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
			30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	1,940円	194円	388円	582円
			30分以上	2,530円	253円	506円	759円
		週4日目以降	30分未満	2,360円	236円	472円	708円
			30分以上	3,030円	303円	606円	909円

訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
特別地域訪問看護加算		基本療養費の50/100			
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降(1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円

夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)				2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)				4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下		4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物2人以下		8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,760円	1,376円	2,752円	4,128円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費	月の2日目以降の場合 1月につき (単一建物居住者が20人未満)	3,010円	301円	602円	903円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの利用者	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロの利用者	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他の療養費

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費1	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費2	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）	1050円	105円	210円	315円

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料は不要とします。

(5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 肥後銀行 御船支店 普通口座 1576195
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

(5) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・向山昌志
-------------	----------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に

通報します。

(6)身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- ① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(7)秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
---------------------	---

(8)事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 御船町役場 介護:介護保険係 医療: 健康づくり保険課	所 在 地 上益城郡御船町大字御船995-1 電話番号 096-282-1111 ファックス番号 096-282-2803 受付時間 8:30～17:00(土日祝は休み)
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ共和損害保険株式会社
保険名	ステーション賠償責任保険
補償の概要	対人・対物賠償、人格権侵害補償

(9)身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(10)記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

(11)衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

(12)業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(13)サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情があった場合は、ただちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、関係する職員に事情を確認し、苦情の内容を記録する。
- ② 担当者が、必要であると判断した場合は、関係職員全員で検討会議を行う。
(検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告する。)
- ③ 検討の結果、迅速に具体的な対応をする(利用者に謝罪に行くなど)。
- ④ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。
- ⑤ 必要に応じて改善内容を市町村及び国保連に報告する。
- ⑥ 苦情内容の記録を5年間保存する。

② 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称) 訪問看護ステーションmuko and	所在地 熊本県上益城郡御船町木倉188-1 ユーミースカイハイツ202 電話番号 096-243-5531 ファックス番号 096-243-5532 受付時間 9:00～18:00まで
【市町村(保険者)の窓口】 御船町役場 介護:介護保険係 医療:健康づくり保険課	所在地 上益城郡御船町大字御船995-1 電話番号 096-282-1111 ファックス番号 096-282-2803 受付時間 8:30～17:00(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 熊本市東区健軍2丁目4番10号 市町 村自治会館5階 電話番号 096-214-1101 受付時間 9:00～17:00(土日祝は休み)

年 月 日

立会人 住所 氏名 印